

市自連ニュース

令和5年7月1日(第32号)
発行：座間市自治会総連合会
発行責任者：湯浅 一弘
〒252-0021
座間市緑ヶ丘1-1-1 ふれあい会館2階
電話/FAX：046-252-8751
URL <https://shijiren-zama.com/>
Eメール shijiren-zama@nifty.com



令和5年度にあたり



座間市自治会総連合会 会長 湯浅一弘

市自連会長に就いて2年が経過しました。就任時は、コロナ禍真っただ中で、運営するための会議をどうするか、イベントはどうするかといったことに終始していたように思います。そんな中でも、市自連には単位自治会や地区自連から様々な案件が舞い込んできます。色々な自治会関係の方と話をさせていただくうちに、今のやり方のままで良いのか、市自連を含む自治会の運営は時代に即したものとなっているのかといった疑問も持つようになりました。

本年度は、この2年間感じてきたことのまだごく一部ですが、会員カードなど実施すべきこと、地区自連に属さない自治会の扱いや理事に関する事など変更すべきことを提案させていただき、実施に向けてスタートさせていただきました。

ものごとは、始めた時には意味があったことも、年数が経過し環境が変わるとその意味を失うことはよくあることです。継続は力となり得るものではありませんが、「従来通り」だけでは進歩はありません。自治会員が減少し続けている今、市自連を含む自治会全体の変革・改革が必要です。

昭和・平成の時代は終わり、令和になって4年が経過しました。昭和や平成の時代からのことを引きずりすぎず、市自連では本年度さらに自らも含めて見つめ直し、時代に即した自治会のあり方を検討し提案させていただきますので、今後ともご協力くださるようお願いいたします。

令和5年度 市自連定期総会を開催

日 時：令和5年5月27日(土) 会 場：ハーモニーホール座間 小ホール

市長をはじめとした来賓をお招きし、4年ぶりに2部構成で開催しました。

第1部は、佐藤市長、荻原市議会議長、木島教育長より、ご祝辞をいただきました。

第2部の総会には、4つの議案を上程。令和4年度事業報告・決算報告、市自連規約改定案、令和5年度役員(案)、令和5年度事業計画(案)・予算(案)の各号議案すべてについて、代議員の承認をいただきました。

今年度、市自連は「魅力あるコミュニティ創り」を目標に掲げました。会員の高齢化による自治会組織の担い手不足は依然としてですが、まつり等の親睦行事をはじめ、防災訓練や避難所開設訓練、地域の見守りパトロールなどは、地域コミュニティを持続していくための大切な取り組みです。市自連はそうした地域での活動を少しでもサポートできるように力を尽くし、目標実現に繋げていきたいと考えます。

次ページから、議案の中でのトピックスについて説明しておりますので、ぜひご一読ください。



「自治会員優待制度と会員証発行」

自治会員優待制度は令和4年度に半年以上かけて準備し、実現したものです。

会員証「つぼみんカード」は皆さんのお手元に届いていますか。会員証を利用した優待はすでに運用を始め、対象店舗で会員にご利用いただいています。

ご協力いただいているお店や団体は、4月以降も徐々に増加していますので、必ずホームページ（右のQRコード）で確認の上、積極的にご活用ください。

協力店舗は今後も増やす努力をしていきます。皆さんが日常的に利用されているお店をご紹介いただければ、店舗に説明に伺い、協力をお願いしますので、これからも優待店舗の利用と店舗のご紹介について、ご協力をよろしくお願いします。



「市自連規約の改定」

今回の規約改定のポイントは、次の3点です。

- ① 地区自治会連合会（以下、地区自連）に属さない自治会が市自連に留まる選択肢の追加
- ② 市自連理事の名称変更と負担軽減
- ③ 上記の変更に伴う規約の構成の見直し

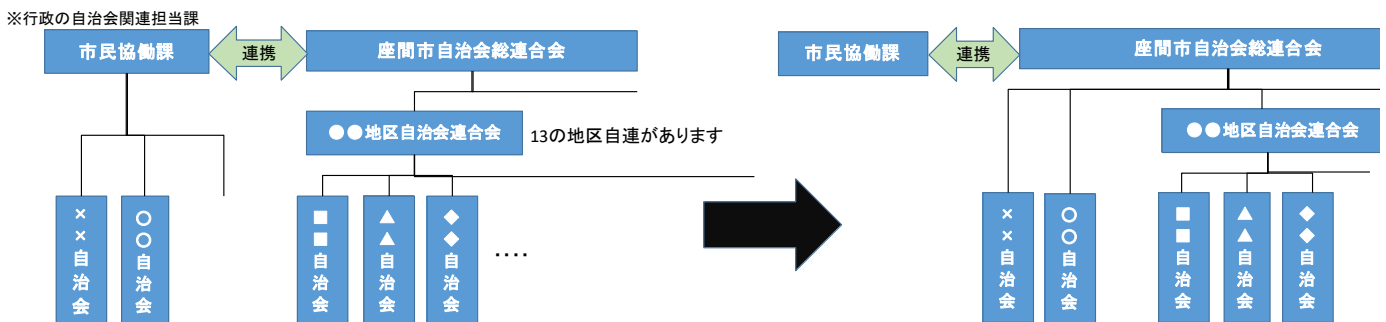
ここでは、①と②について簡単に説明します。

① 地区自連に属さない自治会が市自連に留まる選択肢の追加

従来の規約では、市自連の会員は「地区自連並びに地区自連に加入する単位自治会」と定義していたので、地区自連に属さない自治会員は、市自連の会員ではありませんでした。

今回、会員の定義を見直し、「市自連に加入する自治会」としたことで、地区自連に属さない自治会も市自連に留まっていただけになりました（下図参照）。

また、地区自連は「個々の単位自治会では対応できない事業の推進並びに単位自治会と市自連をつなぐ役割」があると、その機能について明記しました。



地区自連を退会したら
市自連からも退会になる

< 今まで >

地区自連を退会することが、自動的に
市自連から退会することにはならない

< 令和5年度定期総会後 >

地区自連に属さない「市自連に加入する自治会」の主なポイント

- a) 市自連に理事を出す自治会ではない（希望すれば市自連理事会の承認を経て選出可）
- b) 補助金 700 円／世帯のうち、市自連への会費は 400 円／世帯となる
- c) 市自連定期総会には代議員を選出する
- d) 行政や市自連からの自治会への回覧等の配布物の配達費は、市自連が支出する
- e) 市自連とのやり取りは、地区自連を介さず市自連と直接行う

地区自連に属さない自治会も従来と大きく変わらず活動し、市自連を活用していただけます。

②理事の名称変更と負担軽減

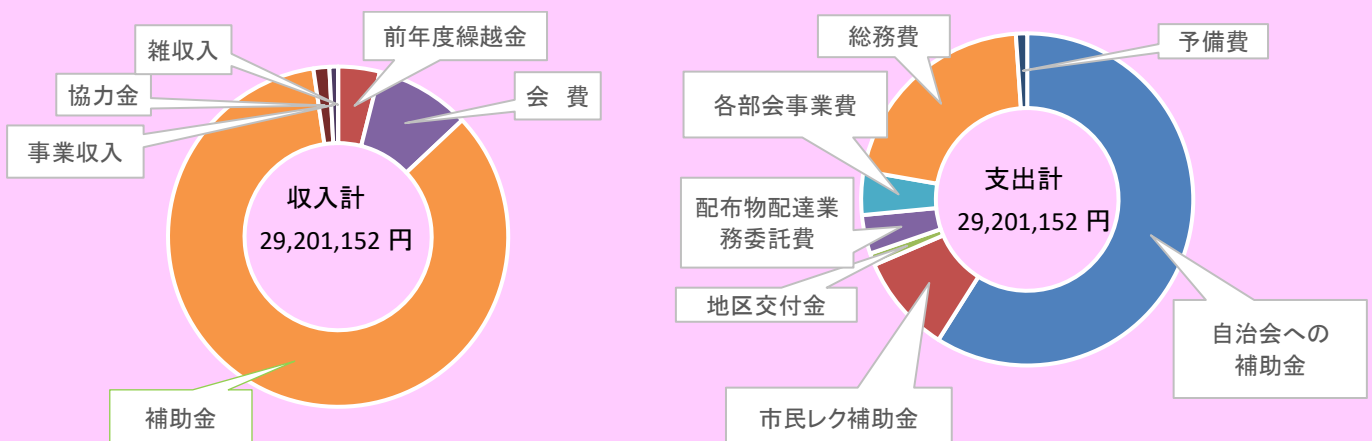
今まで市自連の理事は、地区自連が「代表理事」と「専任理事」の2名を選出していました。実際の理事のありようが、規約にあることと合わなくなってきたため、規約改定の中で「理事」と「副理事」に名称変更し、選出される方の負担軽減も図るため、市自連理事会は、原則として「理事」のみの出席で開催することになりました。近年、自治会役員の負担軽減は必須となってきており、市自連もこのように改めました。

「令和5年度事業計画」

令和5年度の事業計画のポイントは、次のとおりです。

- 各地区自連の実情に合わせ、個別の課題解決に向け地域に寄り添った活動をする
- 市自連への地区自連や単位自治会からの各種報告の簡素化
- 市自連内ルールの体系からの見直し
- 未設立避難所運営委員会の立ち上げ後押し
- ゴミ資源化活動への関与と啓蒙
- 会員証「つぼみんカード」協賛店舗の拡充
- 地区自連や単位自治会がゴミ処理関連施設視察や防災関連研修会の実施を企画する場合、市自連事務局がサポート

令和5年度 市自連予算



令和5年度 役員・理事のご紹介




役員【氏名・担当の部会・地区自連（自治会）】

理事・会計監事


ゆあさ かずひろ
会長 湯浅 一弘

緑ヶ丘（緑ヶ丘南）




きよはら よしあき
副会長 清原 良昭

総務部会・組織部会
相武台（広野台第2）




(新任)
副会長 ことう あきまさ
後藤 明正

専門委員会
立野台（立野台南）




(新任)
会計 よしおか しょういち
吉岡 昭一

入谷第一（明王）




(新任)
たにくち よしたか
谷口 好孝

防災部会・防犯部会
座間（上宿東部）




(新任)
やの まさひこ
矢野 雅彦

環境部会
栗原（ハイム座間中谷）



あべ てるみつ
阿部 輝密

広報部会
相武台（北武台）




役職	氏名	地区自連	自治会
理事	かわしま さとる 川島 暁	新田宿・四ツ谷	四ツ谷南
副理事	かまた まさひろ 鎌田 雅裕	新田宿・四ツ谷	新田宿第1
理事	くどう みきお 工藤 美喜夫	座間	河原宿
副理事	すぎた まさみち 杉田 正道	座間	河内
副理事	かとう かねよし 加藤 金良	入谷第1	星の谷第1
理事	いなやま まさと 稲山 正人	入谷第2	天台西
副理事	あかつ なおひこ 赤津 直彦	入谷第2	天台下
理事	しおたに たかひこ 塩谷 幸彦	立野台	立野台南
副理事	みやうち りつこ 宮内 律子	立野台	立野台西ノ原
副理事	ももせ ともかず 百瀬 智一	緑ヶ丘	緑ヶ丘中央
理事	おおはら しずお 大原 静男	相模が丘	相模が丘5丁目
副理事	よしだ しょういち 吉田 紹一	相模が丘	相模が丘第4
理事	むかえ りゅういちろう 迎 隆一郎	小松原	小松原
副理事	うしごめ まこと 牛込 誠	小松原	ソネンハイム・ヴィラ
理事	たむら ゆきお 田村 幸夫	ひばりが丘	ひばりが丘第1
副理事	さとう けんぞう 佐藤 賢造	ひばりが丘	ひばりが丘第2
理事	こうざい しんいち 香西 伸一	東原・さがみ野	芹沢東第1
副理事	やしま よしはる 矢島 由治	東原・さがみ野	東原3丁目北第5
副理事	おおや きみお 大矢 公夫	栗原	中栗原第1
理事	おおや けんいち 大矢 賢一	南栗原	南栗原北第2
副理事	なかむら せいいち 中村 晴一	南栗原	南栗原北第2
会計監事	つかわき とおる 塚脇 透	東原・さがみ野	芹沢東第2
会計監事	おおや りゅうぞう 大矢 隆造	栗原	中栗原第1